3　法第三条第三項第三号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

4　法第三条第三項第四号の内閣府令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

（小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設等の設置者の請求書等の提出）

第十二条　この府令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は児童福祉施設等ごとに行わなければならない。

（添付書類の省略等）

第十四条　市町村長は、この府令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2　市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この府令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（公務員に関する特例）

第十五条　公務員である一般受給資格者についてこの府令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

2　（略）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収）

第十九条　（略）

2　法第二十五条第一項の内閣府令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一～五　（略）

3　法第二十五条第二項の内閣府令で定める費用は、前項第二号から第五号までに掲げる費用とする。

（特別徴収の通知）

第二十条　法第二十六条第二項の内閣府令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

（報告書の提出）

第二十三条　法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条第一項の認定をする者は、平成二十三年十月から平成二十四年二月までの間における子ども手当の支給の状況については平成二十四年三月末日までに、平成二十四年三月における子ども手当の支給の状況については内閣総理大臣の定める日までに、それぞれ当該状況についての報告書を内閣総理大臣に提出するものとする。

3　法第三条第三項第三号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

4　法第三条第三項第四号の厚生労働省令で定める短期間の入所は、二月以内の期間を定めて行われる入所とする。

（小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設等の設置者の請求書等の提出）

第十二条　この省令の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者又は児童福祉施設等の設置者が行う請求書又は届書の提出は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居又は児童福祉施設等ごとに行わなければならない。

（添付書類の省略等）

第十四条　市町村長は、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

2　市町村長は、災害その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認めるときは、この省令の規定により請求書又は届書に添えなければならない書類を省略させ、又はこれに代わるべき他の書類を添えて提出させることができる。

（公務員に関する特例）

第十五条　公務員である一般受給資格者についてこの省令を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（表略）

2　（略）

（受給資格者の申出による学校給食費等の徴収）

第十九条　（略）

2　法第二十五条第一項の厚生労働省令で定める費用は、次の各号に掲げる費用とする。

一～五　（略）

3　法第二十五条第二項の厚生労働省令で定める費用は、前項第二号から第五号までに掲げる費用とする。

（特別徴収の通知）

第二十条　法第二十六条第二項の厚生労働省令で定める事項は、同項に規定する特別徴収対象者の氏名及び住所とする。

（報告書の提出）

第二十三条　法第十六条第一項の規定によって読み替えられる法第六条第一項の認定をする者は、平成二十三年十月から平成二十四年二月までの間における子ども手当の支給の状況については平成二十四年三月末日までに、平成二十四年三月における子ども手当の支給の状況については厚生労働大臣の定める日までに、それぞれ当該状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するものとする。